

催物の開催に係る事前相談フローチャート

令和3年9月30日公開
兵庫県



1. 事前相談の必要がない催物

- ・参加者が1,000人以下の催物
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

○令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがある場合の基準

	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員あり	収容定員なし	収容定員あり	収容定員なし
収容定員	100%以内	密にならない程度の間隔	50%以内*	十分な人と人との間隔(1m)
人数上限	1,000人			

(*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよい。
(すなわち参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。)

主催者又は施設管理者が実施すること

- ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
- ・収容定員上限50%超～100%とする場合、大声・歓声等のないことがわかる過去の実績説明資料・催物実施結果を公表等(次ページ参照)
- ・感染防止策の徹底

1. 事前相談の必要がない催物

公表していただくもの（HP・SNS等への掲載により公表してください。）

● チェックリスト 別紙 1（※）

● 過去の実績説明資料 別紙 2（※）

● 催物実施結果 別紙 3（※）

→感染者参加の確認、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合は兵庫県・関係府省庁にご提出ください。

（※）1,000人以下で、大声・歓声等を前提とし、収容定員上限50%超～100%で開催する場合のみ

注意：主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、兵庫県、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物開催から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談の必要がない催物

大声・歓声等の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容定員上限50%超～100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、大声での歓声・声援等が想定されないものとします。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、過去の情報の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等が想定されない」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。
また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容定員上限100%」は、認められないこととなります。

2. 事前相談が必要な催物

- ・参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

	間隔の維持が可能	間隔の維持が困難
取扱い	十分な 人と人との間隔 (1m)	開催について 慎重に判断

○提出書類

催物開催の2週間前までに、兵庫県の事前相談窓口にご送付ください。

- 事前相談票
- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(企画書、レイアウト図、業種別ガイドライン(R2.9以降改訂)等)
- チェックリスト 別紙1
- 催物実施結果 別紙3(*)

→(*) 感染者参加の確認、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合にのみ兵庫県・関係府省庁にご提出ください。

3. 事前相談が必要な催物

- ・ 収容定員50%上限で開催する催物

○基準

R3.10月1日
から適用

収容定員あり

収容定員なし

収容定員

50%以内(*)

十分な
人と人との間隔
(1m)

人数上限

5,000人又は収容定員の50%以内
($\leq 10,000$ 人)のいずれか大きい方

(*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよい。

→ 収容定員と人数上限のいずれか小さい方

○提出書類

催物開催の2週間前までに、兵庫県の事前相談窓口にご送付ください。

- 事前相談票
- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(企画書、レイアウト図、業種別ガイドライン(R2.9以降改訂)等)
- チェックリスト 別紙1
- 催物実施結果 別紙3(*)

→(*) 感染者参加の確認、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合にのみ兵庫県・関係府省庁にご提出ください。

4. 事前相談が必要な催物

- ・ 大声・歓声等（次ページ参照）が想定されていない催物

○基準

R3.10月1日
から適用

収容定員あり

収容定員なし

収容定員

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人又は収容定員の50%
($\leq 10,000$ 人)のいずれか大きい方

→収容定員と人数上限のいずれか小さい方

○提出書類

催物開催の2週間前までに、兵庫県の事前相談窓口にご送付ください。

●事前相談票

●催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料

(企画書、レイアウト図、業種別ガイドライン(R2.9以降改訂)等)

●チェックリスト

別紙 1

●催物実施結果

別紙 3 (*)

→(*) 感染者参加の確認、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合にのみ兵庫県・関係府省庁にご提出ください。

4. 事前相談が必要な催物

大声・歓声等の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容定員上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、大声での歓声・声援等が想定されないものと考えます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、過去の情報の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等が想定されない」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。
また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容定員上限100%」は、認められないこととなります。

5. 事前相談が必要な催物

- ・ 大声・歓声等を前提とし、収容定員上限50%超～100%で開催する催物

○基準

R3.10月1日
から適用

収容定員あり

収容定員なし

収容定員

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人又は収容定員の50%以内
($\leq 10,000$ 人)のいずれか大きい方

→収容定員と人数上限のいずれか小さい方

○提出書類

催物開催の2週間前までに、兵庫県の事前相談窓口にご送付ください。

●事前相談票

●催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料

(企画書、レイアウト図、業種別ガイドライン(R2.9以降改訂)等)

●チェックリスト 別紙1

●過去の実績説明資料 別紙2

●過去の映像・音声等データ(次ページ参照)

●催物実施結果 別紙3(*)

→(*)催物開催後、2～3週間後の間に
兵庫県及び関係府省庁の窓口へ
ご送付ください。

5. 事前相談が必要な催物

映像・音声等データ

*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。

観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

*兵庫県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。

また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。
必要に応じ、再度提示を求める場合があります。